

平成 27 年度栃木県原子力災害対策専門委員会議事録

- 1 日時 平成 28 年 2 月 8 日（月）午前 10 時～11 時 30 分
- 2 場所 栃木県庁昭和館 多目的室 4
- 3 出席者（委員）井上 正（一般財団法人電力中央研究所
名誉研究アドバイザー）
小野 一之（獨協医科大学教授）
菊地 透（医療放射線防護連絡協議会総務理事）
鈴木 元（国際医療福祉大学クリニック院長）
藤城 俊夫（一般財団法人高度情報科学技術研究機構参与）
藤原 広行（国立研究開発法人防災科学技術研究所
社会防災システム研究領域長）
（事務局）平野 博章（県民生活部長）
小祝 章二（県民生活部危機管理監）
ほか事務局職員

1 開会

2 挨拶

（1）平野県民生活部長

委員の皆様には、お忙しい中御出席いただき感謝申し上げます。

福島第一原子力発電所事故から 5 年近い期間が経過し、本県に農林水産物の出荷制限や観光業への風評被害など県民生活等に大きな影響を及ぼしたが、現在では一応の落ち着きを見せ、復興に向けて着実に進んでいる。

県では、これまで当委員会からの提言を反映させた地域防災計画の原子力災害対策編の策定、近隣県の原子力事業者との覚書等の締結、原子力防災講習会の実施など、原子力防災体制の整備について着実に実施してきた。

一方、国においては、本県に関係する U P Z 外の防護措置等についても検討が進められている。

本日の会議では、一昨年の地域防災計画改定以後の国の原子力災害対策指針の改定を踏まえ、本県における防護措置の実施方針等について御審議いただきたいと考えている。併せて、本県の原子力防災体制の在り方などについて御助言いただけると幸いである。

（2）鈴木委員長

寒い中お集まりいただきありがとうございます。

今回で 6 回目の会議になるが、栃木県は原発立地県の周辺県としては比較的早く地域防災計画原子力災害対策編を策定し充実させてきたと思う。また、計画だけでなく原子力防災訓練や通報訓練なども実施してきた。今後さらに充実させていくためにも、皆様の御意見を賜りたい。

今回は、国の指針の改定内容を県の計画に反映するために開催されていますので、皆様の専門の立場から忌憚のない御意見をいただきたい。

3 議事

(1) 栃木県地域防災計画改定スケジュール及び栃木県地域防災計画（原子力災害対策編）の改定方針の検討について

小祝危機管理監から資料1～2に基づき説明があった。

- 鈴木委員長 資料2-3に沿って確認していきたい。まず、第1章第2節第2の屋内退避に関する部分について御意見はあるか。
- 藤城委員 必要な防護措置について、県が何らかの体制をとるということは入れた方がよい。
- 井上委員 県が実施することについても記載すべき。
- 鈴木委員長 県においても準備体制をとるということを記載してもらいたい。
- 事務局 県の役割もあるので、表現方法を工夫したい。
- 鈴木委員長 次に第1章第3節第2の福島第一原発のEALに関する部分について御意見はあるか。
- 藤城委員 福島第一は廃炉措置を行っており、実用発電用原子炉と異なるため、事故発生の仕方が異なる。EALの対策としては実用発電用原子炉に準拠するということである。
- 井上委員 本来なら原子力規制委員会が法令も含め放射性物質の基準を変えなくてはいけないと思うが、現状では準拠するという記載で仕方ない。
- 鈴木委員長 現状ではここまでしか記述できないため、国で新たに通報基準が示されれば対応するということがよい。住民防護措置の例については、福島県内の対応を記載したものであり、記述としては問題ない。
次に第1章第5節第3の屋内退避に関する部分についてである。県の活動に関する記載もすべきであると思うが、その他に御意見はあるか。
- 菊地委員 県の計画であるため、県のモニタリング結果により判断することなども記載すべき。
- 事務局 県の役割もあるので、表現方法を工夫したい。
- 小野委員 屋内退避が遅れた人についての対応は記載されているのか。おそらく汚染程度の評価や除染が必要となると思うがどうか。
- 鈴木委員長 UPZ外に到達するプルームの濃度は薄いものであり、汚染物質による被ばくというよりはガンマ線の影響が多くなる。屋内退避が遅れたから重大な影響が起きるということは想定していない。むしろ、県は屋外に滞在した場合の線量と健康影響について住民に情報提供すべき。
屋内退避すべきところを屋外で移動すると逆効果の方が高くなり、大量の住民をスクリーニングするために大量の人員と時間が必要となる。県は屋内退避の指示だけでなく、線量のレベルについても住民に情報提供することが重要である。
- 事務局 屋内退避ができなかった人に対する対策についての記載はないが、モニタリング体制や住民の健康対策等の部分で全体の中で記載はしている。
- 鈴木委員長 単に線量を伝えるだけでなく、屋外に滞在した場合の健康影響についても提供する必要がある。どのような情報発信が住民のためになるのか、次回改定の際で良いので、リスクコミュニケーションの項目を設けてはどうか。
- 井上委員 福島事故の際に情報が錯綜し、住民が何を信じるべきかわからない状態だっ

た。ぜひ住民に対するリスクコミュニケーションをどうすべきかを整理してほしい。

○鈴木委員長 次に第2章第3節第1の1の避難準備に関する部分については、市町との調整を実務的に進めてもらいたい。

次に第2章第3節第1の4の安定ヨウ素剤に関する部分について御意見はあるか。

○小野委員 安定ヨウ素剤が必要になった場合、国が準備することになっているが、具体的にどこからどうやって運ばれてきて、必要な人に届くのか整理されているのか。

○事務局 その点については内閣府から示されていない。しかし、防災ヘリを国の指定場所に飛ばすなどの体制はできている。

○鈴木委員長 中央備蓄という考え方や原発立地県の備蓄分を緊急輸送する考え方など、これから国で議論されると思う。

国から受け取った安定ヨウ素剤を住民までどのように配布するのか、具体的な手順等は整理できているのか。

○事務局 安定ヨウ素剤の取扱いについては、防災講習会や啓発DVD等で説明をしているが、具体的な配布手順は整理できていない。

○鈴木委員長 これまでPPAにおいては安定ヨウ素剤を投与する地域にはならないという蓋然性をもって議論してきた。投与のタイミングに間に合わなくては意味が無いため、実効性ある配布プランがないのであれば計画に書かない方が良い。現実的には屋内退避、飲食物摂取制限で放射性ヨウ素への対策ができるので、そのような考え方を国がまとめるよう要求したほうが良い。

○菊地委員 自然災害と異なり放射線については特にリスクコミュニケーションが必要である。安定ヨウ素剤が必要なのであれば県が備蓄しないと間に合わないし、国からもらうのであれば、時間がかかり投与タイミングが遅れるため、国の指導があってから動くというのでは実効性がない。この際、安定ヨウ素剤の項目は削除する方向で考えてはどうか。安定ヨウ素剤は栃木県では必要ないと思う。

○鈴木委員長 UPZ外では、放射性ヨウ素は食品からの摂取が主なルートであるのでその対策をしっかり行うとともに、リスクコミュニケーションを行うことが重要で、安定ヨウ素剤は必要ないと思う。計画に安定ヨウ素剤の投与体制の整備という項目があるのは違和感がある。

次に第2章第3節第2の屋内退避に関する部分について御意見はあるか。

○藤城委員 県によるモニタリングの結果をどう反映させるのか記載すべき。

○鈴木委員長 県によるモニタリングを迅速に行って、住民防護の判断に役立てることを整理しておくが良い。

○井上委員 主語述語など文章がわかりにくいので、わかりやすく記載すべき。

○鈴木委員長 第3章第4節第3の安定ヨウ素剤に関する部分については先ほどと同様だが、やはりこれが主な対策と誤解されないようにした方が良い。

次に第3章第4節第5の避難退域時検査等への協力に関する部分についてである。具体的なモニタリング等の協力体制について検討はしているか。

○事務局 現在、近隣県と受け入れ人数を協議しているところであり、具体的な対応についてまでは検討していない。

○鈴木委員長 協力の伴い必要となる予算があるのであれば国に要求したほうが良い。

次に第3章第7節第1の飲食物摂取制限に関する部分についてである。検査を行った後、県がOILに基づく防護措置を実施する旨を追記すべきであると思うが、その他に御意見はあるか。

- 井上委員 県が行うことについての記載が抜けているので記載すべきである。
- 鈴木委員長 最後に安定ヨウ素剤については、栃木県で安定ヨウ素剤の配布を計画上で定める必要があるのか、皆さんの御意見を伺う。また、計画で配布することとした場合、実効性があるものとなりえるのか、委員の皆様御意見を伺いたい。
- 井上委員 栃木県では実効性がないと思うので、今回追加した文章は無くても良いと思う。
- 小野委員 本当に栃木県で服用が必要な事態になった場合、大混乱して栃木県に安定ヨウ素剤は届かないと思う。実効性のないものを計画に書くよりは、必要の無い理由を参考資料として整理しておけば良いのではないか。
- 菊地委員 日本人は食生活でヨウ素を摂取しているので、栃木県では安定ヨウ素剤を投与しなくても問題ないと思う。栃木県が安定ヨウ素剤を必要とする雰囲気になる場合は日本全体の問題となり、安定ヨウ素剤のレベルではない。安定ヨウ素剤が必要ないことも含め、イラストなどで県民がわかりやすい情報発信を検討してほしい。
- 藤原委員 今日の議論を聞く限りでは栃木県で安定ヨウ素剤は必要ないと思うが、これまで計画にあった記述を削除する場合は、削除する理由を明記した資料を付ける必要がある。
- 藤城委員 栃木県では安定ヨウ素剤は必要ないと思う。安定ヨウ素剤は24時間程度しか効果がないため、投与のタイミングも難しく、実効的ではない。安心材料にはなるので、モニタリングの作業や万一の際の県としての心構えを伝える意味ではあっても良いが、県民全体の分を準備する必要はない。
- 鈴木委員長 安定ヨウ素剤の記述を削除する場合は、甲状腺被ばくへの対策も含めその理由を整理し、県民に伝える必要がある。今回の改定で結論を出すのは難しいので宿題としてもらいたい。

(2) その他 (報告事項)

ア 原子力防災対策の概要について

琴寄危機管理課長から資料3に基づき説明があった。

- 鈴木委員長 資料3の原子力防災対策の概要について御質問等はあるか。
- 藤城委員 立地県での訓練にオブザーバーで参加するような試みはしているか。
- 事務局 オブザーバーではないが、訓練の視察はしている。
- 藤城委員 立地県ではモニタリング結果をネットワーク上でやりとりするなど、訓練の実施方法が変わってきているので参考にしてもらいたい。
- 鈴木委員長 クローズのネットワークで情報をやりとりしている。栃木県にも導入できると良いので国と協議してはどうか。

4 その他

特になし。

以上で平成27年度栃木県原子力災害対策専門委員会を終了した。